

1 簡易課税制度〔P118〕

消費税は、中小事業者の方の納税の事務負担が軽くなるよう課税売上高のみから納付税額を計算できる「簡易課税制度」が設けられています。

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出している方は、「簡易課税制度」を適用できます。

簡易課税制度による納付税額の計算は、課税売上高を次の①から⑥の事業に区分した上で、課税売上げに対する消費税額にそれぞれ次の「みなし仕入率」を掛けた金額を課税仕入れに含まれる消費税額とみなして、売上げに対する消費税額から控除するものです。

- | | | | |
|---------------------------------------|-------|--------|-----|
| ① 第一種事業（卸売業） | | みなし仕入率 | 90% |
| ② 第二種事業（小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）） | | みなし仕入率 | 80% |
| ③ 第三種事業（製造業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業以外の事業）等） | | みなし仕入率 | 70% |
| ④ 第四種事業（その他の事業） | | みなし仕入率 | 60% |
| ⑤ 第五種事業（サービス業等） | | みなし仕入率 | 50% |
| ⑥ 第六種事業（不動産業） | | みなし仕入率 | 40% |

※1 第一種事業から第六種事業までのうち、1種類の事業のみを営む事業者の場合は、次の算式で計算します。

課税仕入れに含まれる消費税額

＝課税売上げに対する消費税額×該当する事業のみなし仕入

率

(簡易課税制度を選択している場合も、課税売上げに対する消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。)

※2 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業に係る課税売上高が全体の課税売上高の75%を占める場合には、その75%以上を占める事業のみなし仕入率を全体の課税売上高に対して適用することができるなどの計算の特例があります。

2 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)[P122]

適格請求書発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられない場合には、納付税額を課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。したがって、例えば適格請求書発行事業者でない課税事業者や基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者は、この2割特例の適用を受けることはできません。

具体的な計算方法等は以下のとおりです。

売上税額－売上税額×80%＝納付税額(＝売上税額の2割)

(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合の納付税額 70万円－70万円×80%＝14万円
--

2割特例の適用を受けるには、確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記すればよく、事前の届出は不要です。

また、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している事業者であっても、2割特例により申告することができます。簡易課税制度と異なる

り、2年間継続して適用するといった要件もありません。